一般社団法人名古屋工業会定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、一般社団法人名古屋工業会と称する。
（事務所）
第２条　この法人は、事務所を愛知県名古屋市に置く。
（支部）
第３条　この法人は、理事会の決議により、必要な地に支部を置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目的）
第４条　この法人は、国立大学法人名古屋工業大学(以下「名工大」という。)における教育研究の支援を行うとともに会員相互の連絡啓発を行い、学術、文化の発展に寄与することを目的とする。
（事業）
第５条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
(1) 名工大の教育研究活動の助成　(2) 名工大の学生に対する支援　(3) 研究会及び講演会等の開催　(4) 会誌等の刊行
(5) 会員名簿の管理　(6) 会員交流等の活動　(7) 不動産の賃貸　(8) その他目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業は、主に愛知県内で行うものとする。

第３章　会員

（構成員）
第６条　この法人の会員は次のとおりとする。
(1) 正会員　元名古屋高等工業学校(附設高等夜間部を含む。)、元名古屋工業専門学校、名古屋工業大学(元併設短期大学部、工業教員養成所及び臨時教員養成所を含む。)、元愛知県立工業専門学校の卒業者(中途退学者を含む。)及び第 3 号、第 4 号に該当する者で、別に定める会費を納めた者
(2) 学生会員　名工大に在学する学生で、別に定める入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納めた者
(3) 特別会員　第１号に定める学校の教職員であった者及び現に教職員である者
(4) 名誉会員　第１号に定める学校の校長又は学長であった者及び名工大の学長である者
(5) 賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人又は企業で、会費等を納めた者
(6) 会友　この法人の事業に賛同する団体
（入会）
第７条　この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、申し込みをし、その承認を受けなければならない。
（経費の負担）
第８条　会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会のとき及び毎年総会が別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。
（退会）
第９条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。
（除名）
第 10 条　会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により除名することができる。この場合において、その会員に対し、当該総会の日から一週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会で弁明する機会を与えなければならない。
(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。　(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) この法人の会員としての義務に違反したとき。　(4) その他除名すべき正当な理由があるとき。
２　理事長は、前項により除名するときは、除名した会員にその旨を通知する。
（会員資格の喪失）
第 11 条　前２条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 会費を 3 年を超えて滞納したとき。　(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき又は会員である団体が解散したとき。　(4) 総代議員の同意があったとき。
（除名に伴う権利義務）
第 12 条　会員が、第 10 条の規定により除名されたときは、この法人に対する権利義務を免れる。

第４章　代議員

（代議員の選任等）
第 13 条　この法人の社員は、支部ごとに概ね正会員 150 人の中から１人の割合をもって選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。なお、正会員が 150 名未満の支部は１名とする。
２　代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は、理事会において別に定める。
３　代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
４　第 2 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
５　代議員の任期は、選出後 2 年以内に実施する代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合（訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。
６　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
７　補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
(2) 当該候補者を１人又は２人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
(3) 同一の代議員（２人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２人以上の代議員）につき２人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
８　第 6 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に実施する代議員選挙終了の時までとする。
９　正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
(1) 法人法第 14 条第２項の権利（定款の閲覧等）(2) 法人法第 32 条第２項の権利（社員名簿の閲覧等）
(3) 法人法第 57 条第４項の権利（総会の議事録の閲覧等）(4) 法人法第 50 条第６項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
(5) 法人法第 51 条第４項及び第 52 条第５項の権利（議決権行使書面の閲覧等）(6) 法人法第 129 条第３項の権利（計算書類等の閲覧等）
(7) 法人法第 229 条第２項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
(8) 法人法第 246 条第３項、第 250 条第３項及び第 256 条第３項の権利（合併契約等の閲覧等）
10　理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。
（代議員の資格の喪失）
第 14 条　代議員は、辞任届を提出することにより、任意に辞任することができる。
２　総会は、正当な事由があると認めるときは、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、代議員を除名することができる。この場合、その代議員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名の決議を行う旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。
３　前２項のほか、代議員は、第 11 条の規定により会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

第５章　総会

（種類）

第 15 条　この法人の総会は、すべての代議員で構成し、定期総会と臨時総会とする。

２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とし、同項の定期総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

（議決権）

第 16 条　総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

（権限）

第 17 条　総会は、次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任　(2) 常勤役員の報酬の額　(3) 定款の変更　(4) 事業計画及び収支予算　(5) 事業報告及び決算

(6) 会員の除名　(7) 長期借入金並びに重要な財産の取得及び処分　(8) 解散及び残余財産の処分

(9) 理事会において、総会に付議した事項　(10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（開催）

第 18 条　定期総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

２　臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会で招集の決議をしたとき。

(2) 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上を有する代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

（招集）

第 19 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない代議員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

（議長）

第 20 条　定期総会及び第 18 条第 2 項第 1 号の臨時総会の議長は理事長がこれに当たるものとし、同項第 2 号の臨時総会の議長は、出席代議員の互選による。

（定足数）

第 21 条　総会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、あらかじめ書面をもって表決又は他の代議員に表決の代理を委任した者は、出席したものとみなす。

（決議）

第 22 条　総会の決議は、この定款に規定するものを除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。

(1) 会員の除名　(2) 監事の解任　(3) 定款の変更　(4) 解散　(5) 長期借入金及び重要な財産の取得又は処分　(6) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するときは、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

（議事録）

第 23 条　総会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した代議員 2 名が記名押印の上、これを保存する。

第６章　役員等

（種類及び人数）

第 24 条　この法人に、次の役員を置く。

理事　3 名以上 10 名以内

監事　2 名

２　理事のうち 1 名を理事長、4 名以内を副理事長、1 名を常務理事とし、理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（選任等）

第 25 条　理事及び監事は、総会の決議により選任する。

２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

３　監事は、理事を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第 26 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序によりその業務執行に係る職務を代行する。

４　常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務に従事し、総会の決議した事項を処理する。

５　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 27 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第 28 条　役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

３　役員は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（解任）

第 29 条　役員は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第 30 条　役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

（その他の機関）

第 31 条　この法人に、必要に応じて任意の機関を置くことができる。

２　任意の機関に関する事項は、理事会において別に定める。

第７章　理事会

（構成）

第 32 条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 33 条　理事会は、この定款に定めるもののほかに、次の職務を行う。

(1) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定　(2) 規則の制定、改廃に関する事項　(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定　(4) 理事の職務執行の監督　(5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（開催）

第 34 条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

３　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。　(2) 理事から、会議の目的を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
(3) 法人法第 101 条第 3 項の規定により、監事が招集の請求をしたとき。

（議長）
第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）
第 36 条　理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（決議）
第 37 条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の議決するところによる。
２　前項の場合において、議長は理事として決議に加わることができない。

（議事録）
第 38 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事が記名押印する。なお、理事長が欠席した場合は、出席した理事及び監事が記名押印する。

第８章　財産及び会計

（財産の種類）
第 39 条　この法人の財産は、次のとおりとする。
(1) 財産目録に記載の財産　(2) 入会金及び会費　(3) 事業収入　(4) 資産から生じる果実　(5) 寄付金品　(6) その他の収入

（財産の管理運用）
第 40 条　この法人の財産の管理運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議による。
２　財産の運用方法は、理事会において別に定める。

（事業計画及び収支予算）
第 41 条　理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画及び収支予算を作成し、理事会の承認を経て定期総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第 42 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告　(2) 事業報告の附属明細書　(3) 貸借対照表　(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定期総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
３　第 1 項の書類のほか、監査報告を事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を事務所に備え置くものとする。

（長期借入金及び重要な財産の取得又は処分）
第 43 条　この法人が、資金の借入れをするときは、その会計年度の収入をもって償還する場合を除き、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。重要な財産の取得又は処分する場合も同じとする。

（事業年度）
第 44 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（会計原則）
第 45 条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
２　会計に関する規程は理事会が別に定める。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 46 条　この定款は、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

（解散）
第 47 条　この法人は、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余財産の帰属）
第 48 条　この法人の剰余金又は解散による残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１０章　委員会及び事務局

（委員会）
第 49 条　理事長は、この法人の事業を推進するために必要があると認めたときは、委員会を設置することができる。
２　委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務局）
第 50 条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には、必要な職員を置く。
３　職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は理事長が理事会の承認を得て任免する。
４　事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第１１章　公告、情報公開及び個人情報の保護

（公告）
第 51 条　理事長は、定期総会で議決された貸借対照表を、直ちに公告するものとする。
２　当法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（情報公開）
第 52 条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、積極的に情報公開するものとする。

（個人情報の保護）
第 53 条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第１２章　補則

（その他）
第 54 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則
１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
２　この法人の最初の代表理事（理事長）は篠田陽史、業務執行理事（副理事長）は北村正、春日敏宏、阿部完二及び木越正司、（常務理事）は二杁幸夫とする。
３　整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
４　この定款の施行後、最初の代議員は第 13 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

TOKUBETSU KOUEN

「生き甲斐」って、なに？「新しい公共」って、なに？

ー安心で住みよい街を創る原動力は地域の力です。地域力で東海地震を乗り越えようー

特定非営利活動法人 ア！安全･快適街づくり理事長　石川金治(C33)

東京支部所属の石川でございます。今日は学問的な話ではないことを最初にお断りします。まず、私達ＮＰＯのバックボーンとなるお話をし、次にその実践例をご紹介します。

◆ＮＰＯ法人の誕生

皆さん方は今、猛烈に働いて財産・家族・地位も全てに恵まれて満足されていると思います。しかし、定年を迎え第二の人生に入ると現役時代、華々しく活躍した人ほど、心のどこかで虚しさを感じることが多い。その理由は「今後どう生きていけばよいか」という問いに答えを持っていないからだと、私は思っています。

私自身が現役を退いた時に虚しさを感じ、同じ悩みの人が大勢いるのではないかと思って、「ボランティアやりませんか？」って言ったら、立ち所に50人集まりました。今この50人は虚しさを感じることなく、生き生きと活動しています。その生き様が皆さんの虚しさ対策に役立てたらと思い、講演を引き受けたわけです。そういう定年後の活動が若い人にも羅針盤になると、土木学会でも紹介していただきました。

まず、ＮＰＯ法人の誕生には、手を挙げてくれた50人が共有できる理念やミッションがないといけない。私は川が専門ですから、水害は無くせませんけども、被害を軽くするお手伝いならできるだろうということで、キーワードは防災ではなく安全。安全だけでは楽しい街にならないので、安全・快適街づくり。こういう名前が出来上がったんですね。頭についているカタカナの「ア！」には二つ理由があります。荒川・中川の下流域周辺は地盤が大変低い。堤防が無かったら極楽じゃなくて水攻めの地獄。そんな話をすると、初めて気がつかれ「ア！」とびっくりされるんですね。所管部局に届けに行って、名簿の最初のページにランクしてもらいたいと言ったら「あいうえお順」で、更に訊くと「カタカナが先」ということで、カタカナにしたわけです。安全･快適街づくりという名前は覚えてくれないんですけど、「ア！なんとかだね」と覚えていてくれ、インターネットで「NPOア！」と入れると出てくるから便利だよと言われております。

この指とまれ方式で集まったので、地域の人は誰もいない。安全・快適街づくりをやるには、地域の人がいないといけないので、お昼のお弁当ぐらいの会費にと、年会費を千円にしました。

理念で集まった人達は、中での絆は大変固いけれども、世間的には全く知られてない。だから信用力がない。NPOという法人格を持てば、法律上、千円といえども集めたお金がどう使われるかを公開するので、信用力が出るわけです。更に、暴力団・政治家・宗教に巻き込まれないという面で安心して入っていただけるということです。

少ないお金で運営するので、街の人に入ってもらう時に、ボランティア活動の特徴を説明して納得して頂く必要があるわけです。要するに、①無報酬、②利他性：人の役に立つことをやるんで自分のためじゃないです、③自発性:自ら進んでやってください、④先駆性:小さな団体だから自分の思い通りのことができますと説明しています。

ボランティア活動が盛んになったのは阪神淡路大震災が契機なので、その年をボランティア元年と言います。東北大地震ではそれを上回る人が働いています。ただ、時を経るに従って減少してしまう。継続の難しさが浮き彫りになっています。我々の団体は年金生活者がほとんどで、町会の方も第二の人生で多少時間がある。貧しくても生活ができるので10年続いていますが、若い人は家族を養わなくて

はいけないから長く続けられない。ボランティア活動でも、若い人には報酬を払うという文化を作るべきと思っています。

◆新しい公共

新しい公共の名付け親は鳩山元総理です。鳩山さんは非常に純情な方で、会う人に喜ばれるようなことをおっしゃるわけです。だけど、それをずっとは続けられないわけですよ。だから新しい公共がなかなか浸透しないのは、またやめちゃうかもしれないと思われているんじゃないかと思っています。彼の施政方針演説には、地域のことは地域が決めて地域が実行する…それを新しい公共というと書いてあるんです。抽象的で分かりにくいですね。

そこで、私は仲間に「行政を担っているのは誰？」と訊くと、十人中八、九人は、「役人に決まってるじゃない」と言うんですね。これからは地域が主体になる時代で、地域の人がお役所の仕事の一部をやる時代ですよと話すんですね。そういう市民の代表に成りうるのが、新しい公共を担える自発性の高いＮＰＯだと思っています。

お役所の仕事を新しい公共がやるわけですから、お役所と競争して効率的でないとだめなんです。調べていくと、身近な行政の殆どは市民が担った方が効率いいんですよ。公園の管理も、お年寄りをケアするのも、みんなお役所がやるより市民がやった方がいいんです。

例えば、お役所は公園の草取りや苗植えをそれぞれ業者に発注するんです。業者は１日草を取って終わり。あとは公園には誰もいない。５年とか10年というスパンで、町会にお任せしますと言ってくれると、地域の中で、スーパーのレジで働くより同じお金もらうのならそっちの方がいいねという人が増えてくる。そうすると、適当に時間をみんなで調整しながら、仕事ができる。業者じゃだめだけどお母さん方ならば、遊んでいる子供のいじめを注意するとか、怪しいおじさんがいたら気をつけようねとか、そういうことも草取りしながらできるんですよ。今までは親子で一緒に公園に行かないとだめだったけど、今は近所のお母さんがいるから子供だけで行けるわけね。そうすると、公園というインフラの利用率が高くなるんですよ。

これから右肩下がりの社会で、税収は減ってサービスの低下という悪循環ですけれど、こういうふうに仕事量が増加していくと、この悪循環を断ち切ることができるのではないか。問題は、行政でその仕事に携わっている人がいらなくなっちゃうので、うんと言ってくれないことです。

新しい公共には財政基盤がないので、これを何とかしないといけないわけです。先ほどの公園の例でいうと、お役所から支給されるのは指定された花壇の分だけ。地域の人は違うところにも植えたい、あるいは喜ばれるような花を植えたいということになると、自前でやらなきゃいけない。

今、寄付制度は、かなり税金と肩代わりができるような時代になっています。ただ問題なのは、寄付した後、どこに使われるかは寄付者には全然わからない。お花の量を増やすのは、自分が寄付した分が即、税金の肩代わりになれば、新しい公共で働いている人も安心してレベルアップができる。こういう世の中になったらいいなと思います。

それから、行政の人達に仕事を分けるようにしなさいというのもなかなか難しい。行政の意識改革を今、名古屋や大阪の市長が一生懸命やっているけども、すぐにはできない。だけどこういう首長が津々浦々出てきたら、日本も変わるのではないかなと思っています。

◆ＮＰＯ活動の実践例

東京駅から渋谷や新宿の副都心までだいたい20分ぐらい掛かるんですが、私達が活動している葛飾区の新小岩はわずか13分。新宿まで190円、新小岩は160円ですから、地理的には副都心に成りうる場所です。でも、賑やかさっていうことになると、副都心とは雲泥の差です。理由は、災害リスクが高いから賑わいをもたらすような投資をしない。やるのはマンションだけ。そんな所で10年活動して、今ようやく皆さんに認められ、3.11以降は、自分達の命を守るにはやっぱり自分達でやらなければというムードになっています。

江東区、墨田区、江戸川区の辺りは、明治の終わりぐらいから、年を経るに従って地盤が下がっているわけですね。戦争で工場が焼けてし

まうと水を汲まなくなるので沈下は鈍化するけれど、戦後、朝鮮動乱を契機にどんどん下がる。ここまで下がると、政府も禁止にせざるを得なくなって平らになっていく。4.5～5m、銀座のデパートの地下２階ぐらいの深さまで下がっています。その面積が124㎢。中川の周りが一番危険で、堤防が切れると、この辺り一帯全部水浸しになって、千葉県まで逃げなきゃだめという状況にあるわけです。

私達が活動をしているのは荒川以東ですが、この辺りは木造家屋が密集しているんですね。だから再開発や区画整理には、とても手間暇かかってできそうもないという悪条件の所です。高層マンションも少ないから、マンションに逃げるのも難しいという地域です。

大正の初期は稲穂が垂れる所だった。ゼロメートル地帯になった原因は工業用水の過剰汲みあげ、更に悪いのは規制が遅れたことです。たくさんの工場があるから、規制すると日本経済が成り立たない。そういうのを経済至上主義っていうんですが、私が現役の頃、中国から視察や研修に来た人に東京を反面教師にしなさいと話したんですけど通じなかったようです。今の中国を見るとＰM2.5で騒いでいるでしょ。

東京だけでなく、濃尾平野のゼロメートル地帯は広いんですよ。中部地方整備局の担当の人が「うちのゼロメートル地帯は日本一」と威張っていました。そういう所が破堤して水が入ったら困ると、思い起こさせる新川西水門の事故があったんです。

新川西水門の事故を調べると、職員定数を減らすために水門の開閉を自動化しようとし、その自動化をこの水門を作った大手の造船会社に発注したんですよ。造船会社は大雨が降ってダムが満水になると壊れるから開けて流すという水門を沢山造っている。その役目は水位が高くなったら扉を開けることです。私達の方は、水位が高くなったら水門を閉めて民家のある方に水が入らないようにするのが役目なんです。それを勘違いして高くなったら開けるようにプログラムを組んじゃったもんだから、水が入っちゃったわけですよ。でも、まだ宿直員がいたので、20分で気がついて止めたんです。たった20分。新川の護岸も壊れないからオーバーフローして700世帯が水浸し。もし、新川の護岸が転倒していたら、人が亡くなるほどの大きな災害になったでしょう。だからどんなことがあっても、水が入らないようにしなきゃいけない。それで、その候補に挙げたのが土の堤防なんですよ。

土の堤防は、地震の時にはズタズタになっちゃうのね。でも、この堤防は平常時の水面よりは高いので、地震で壊れても水が入ることはないということがわかるわけですね。目的が高潮ならコンクリート護岸でいいんですけれども、地震時に、コンクリート護岸が倒れたら止水機能がゼロになって役に立たなくなる。それで、両方役に立つのは幅広い緩傾斜堤防ということですね。

隅田川の例を見ましょう。地盤沈下を補うコンクリート護岸は直立壁で、高くて刑務所の塀ってみんな言うんですよ。元はこれ無かったんですよ。だから、みんな肩で担いで倉庫に荷揚げができたんです。護岸壁ができたから、クレーンでやらなきゃならなくなり、効率が悪くなって段々とコンテナ化して、土地利用の転換を図らなきゃいけなくなったわけね。

其処に建てられた、オフィスビルの川に面した方は緑化されて美しくなるわけですね。勤める人がお昼休みにお弁当を食べたり、休日には家族連れやカップルが来たりして賑やかになるんですよ。こういう街になれば、川の恩恵を街の人が感じられる。川に投資したインフラが街に還ってくる。

この対岸のビルは、ウォーターフロントが叫ばれた頃、最初に三井不動産が建てたんです。社長の江戸英雄さんに、「緩傾斜堤防にしたいから土地を無償で出してよ。そうすればマンション価格が上がるから、ペイするはずだ」と言ったんですよ。そしたら、お前の言うことは眉唾だけども、まあやってみるかということで、やっていただいた第一号です。すると、他のマンション業者も無償提供するから堤防を造ってくれということになったわけです。お役所も無償でもらえるなら…ということで、急ぐ時でも予算を工面するから、今は延長の半分ぐらいはめどがついてます。

では、荒川と中川の方はどうかというと、全然できてないんですよ。隅田川周辺より地盤が低くて、水害危険度が高いにも拘らず、木造密

集地のため大規模マンションの適地じゃない。だからマンション業者主導でやる隅田川方式ではできない。それならば、行政が人命尊重の立場から、緩傾斜堤防を造るべきだということになるんですね。これ正論なんですよ。しかし、行政は手間が掛かる上に採算の取れない区画整理には予算をつけないんですよ。私の時は、ちょうどバブルの絶頂期で、私が所管したのは年間１兆円なので、５千人ですから１人２億円使ってもらわないとだめなんですね。そうすると、今みたいな所へ職員を派遣しても、予算消化にはならない。そういう所にはね、どうしても手が出せなかったと、忸怩たる思いがある。そういう手間がかかる話でも、NPOにはいろんなことをやれるスキルを持ったマンパワーがあるから、そういう形でＮＰＯが乗り出したらいいなあと、こういうふうに思っているわけです。

そういう話を地元でするの。「皆さん方の所は、隅田川沿いより危険なのに、何もできてないから格差があるんだよ」「そういう格差があるのはけしからんと言いなさい」と言うと、地元の人は、理屈は分かるけど、急に来て一緒にやろうったって無理だと。言ってみれば屋根の上の職人で、君たちが梯子外したら俺明日から飯食えなくなっちゃうというニュアンスだから、それで私達も正論を言うのはよそうと作戦を変更したんです。

作戦変更→NPOを認知してもらったり、人が集まる作戦

- ①、シンポジウムの開催
- ②、子供と一緒に水辺の温度測定
  （子供が集まればジジババが集まる）
- ③、海浜公園で救命ボート訓練
  (楽しいピクニック行事を織り込んで)
- ④、水位表示板の設置(全区に広がり、今では全国的になった)

① から④までを考えてやったわけです。

最初はシンポジウムです。この参加者は、町の人じゃないんですね。開催通知のビラをお役所に重点的に配って、我々は皆さん方の代行で、お役所に弓を引く団体じゃないと分かってもらうために、お役人に来ていただいたわけです。

それから、子供たちの気温測定。これは要するに川があることによって街が良くなっている、冬暖かくて夏涼しい、それを体感してもらおうということです。子供達には必ず危ないから親が付いて来てくれるから、家族でもって私達のＮＰＯを認めてくれる。こういう狙いだったんですが、もっといいことが出てきたんです。

次の日学校で先生に話してくれたんですね。先生も校外授業で子供達を近くの工場の屋上へ連れて行ったの。屋上から見ると、川の水面より明らかに自分の家が低いと分かる。それを感想文に書いて文集を作ったら、その文集を新聞社が記事にしてくれ、一遍にＮＰＯという存在が多くの人に知られたんです。

また、みんなが集まるようにするために、海浜公園で救命ボートに乗る訓練をやったんです。この地域は堤防を閉め切らないと、水掻い出せないですよね。伊勢湾台風の時は、堤防を閉め切るのに20日ぐらいかかって、それからポンプで汲み出すから、１か月ぐらいは水上生活になったので、こういう舟に乗ることが必要なの。救命ボートはふにゃふにゃで乗るのが怖いので、経験しておけば大丈夫ということです。

次に、水位表示板を作ったんです。満潮時水位を青い線で、過去の水害時の最高水位を赤い線で示しています。赤い線は２階の屋根より高いので３階まで行かなきゃいけないということが、このポール一つで分かるんです。水位表示板を設置しましょうと話をすると、地域の人が「私はアパート経営してるから、こんなものやったらアパートの人みんな引越しちゃうよ」と。サラリーマンの人は、「そんな所に住んでるなんて格好悪いよ」と。だから駄目っていうわけですよ。私が横浜から約２時間かけて何回か行くうちに、同情者が出てくるんですよ。「せっかく横浜から来て言ってんだから、一本ぐらい立てさせてやれよ」という人が出てきて、立てさせてもらったの。半年経って「アパートから人いなくなった？」と訊いたら「誰も引っ越さないよ。隣が小さいマンションだけど３階より高いから、いざという時には頼むねと話をするきっかけになってよかった」と言われたのね。その話を聞いて隣の町会も作ってほしいと言ってきたんです。

ところが、我々はそんなお金がありませんか

ら、お役所に照会するわけです。お役所も「地元説明が難しいのは…」と二の足を踏んでいたけど「陳情ならば、説明会しなくても済むから、来年の予算で」ということになったんです。その話を聞いて、下流の江戸川区は葛飾に負けちゃダメと、その年に先行して作ったんですよ。そしたら、国交省も自分の所管のところをやったの。今では津波の話もあって、水位表示板が日本全国あるんですよね。

我々の活動が認知されたので、これからはもう少し本質的な話をしようということになる。

その当時、水防法が改正されてハザードマップ（水害危険地図）を各世帯に配ることになったの。この地域に配られたハザードマップでは、千葉県に行かなきゃだめよと書いてあるの。もらった人は「そんなこと言ったってできねえよな」って、ブツブツ言うわけですよ。私が「行けって言うんだから行ってみて、問題があるなら言えばいいじゃないの」と言ったら、全町会をあげてやろうということになったんですね。

区指定の避難場所への集合訓練の当日は、９町会の壮健な人だけ150人が参加。この150人だけで新小岩の駅前広場はいっぱいなの。本番では万の単位の人が来るわけ。しかも、先を急いでる人ばかり、気の立ってる人ばかりなんですよ。そんな人がごまんと集まったら、それだけで事故が起きる心配があるんですね。

当時はまだ、スイカ(交通系ＩＣ乗車券)を持ってる人が少ないから、券売機の前で行列ができたんです。だから、入場方法も工夫しないといけないと分かるわけね。途中に凄く長い乗り換えの階段があって、足の悪い人は手摺に掴まって上がらなきゃならないから、落伍者対策が必要と分かるわけね。

避難場所の21世紀の森公園に着いたら、みんな集まってもらって点呼するわけ。この時は健常者ばかりだから、落伍者はなかったですね。お昼を町会ごとに食べようということになって、ある町会が町会旗を持ってきたの。子供やお年寄りを先に逃がして、自分達はお店を閉めてから来るから、子供達がどこにいるか、町会旗があれば分かるということで、ある町会が考えたの。こういう演習をするからこそ、いろいろなアイデアが出てくるんですね。こういう活動は細く長くやらなきゃいけない。そのためには、ストレスを感じないようにしないとまずいわけね。だから、井戸端会議のような雰囲気を醸し出したり、同じことやってると飽きられるから工夫するんです。そのうちにＮＰＯにやらされていると感じるようになるから、自分達でやりたいこと決めなさいと言うわけです。

「自分達でどうやって決めたらいい？」って言うから、ワークショップがいいと話したんです。このワークショップで出てきたいろんな意見を最後に一つにまとめなきゃいけない。それにはある程度スキルを持ったファシリテーターという専門家が必要なんですね。この専門家の説明の後、グループ毎に意見をまとめて発表し、全体の意見に仕上げていくわけです。ワークショップで結論が出たら、シンポジウムやビラで地域に広めなきゃならない。ワークショップは誰でも参加できて、自由に発言できるんですけども、その結論が住民の総意というわけにはいかない。住民の総意にするためにシンポジウムをやるわけです。

最初のシンポジウムでは、NPOの活動は、行政にとってプラスになるから私達も応援してますという安心感を与えるために葛飾区長に挨拶をしてもらいました。この時には「新小岩宣言」を作ろうということになり、みんなで作ったという雰囲気を出すために、私が一章節を読み上げて、みんながそれを唱和しました。水害への備えは、お役所でなく、地域から始めるというのが重要なんですね。最初のワークショップで決まった活動は避難方法です。

新小岩宣言

一、ゼロメートル市街地における大規模水害への備えを地域からはじめます．

一、お年寄りから子どもまで多世代の交流をすすめ，コミュニティを元気に再生します．

一、行政を越えた，地域どうしの協力を進めます．

一、住民，地域の小中学校，PTA，NPO，企業，行政は，お互いに協力し，大規模水害に備える活動計画の具体化に向けた活動を行います．

◆自助・共助・公助

まず、『自助』で、自分の命は自分で守る。その次が『共助』で、隣近所で助け合いましょ

う。最後が『公助』で、行政機関、警察、消防、電気、ガスは、いざという時には殆ど役に立たないんだけど、避難生活になったらライフラインの復活は役立つから、住民と地域と行政とはお互いに補完し合う立場にあるんですね。

『共助』の実践例として、ボートの組み立てをしたんです。救命ボート訓練をした時には地域にボートがなかった。あのイベントの後、区も気がついて、各学校･各町会に同じようなボートを置くようになったの。でも、学校の倉庫に梱包したまま置いてあるんですよ。理由を訊いたら、「バラして部品が無くなったら、私（倉庫管理）の責任になっちゃう」と。「いざという時に取扱説明書を読んで組み立てるの？」と訊いたら、「それは防災担当の仕事だから」と、埒が明かないんですよ。それじゃまずいから演習をしようとなったのね。そしたら、ＮＨＫが取材したいって言ってきたんですよ。ＮＨＫが来るなら、そこで取扱説明書を読んでいるわけにはいかないと、事前に集まって訓練したんですよ。だから本番の時は、わずか10分で出来上がったので、アナウンサーが褒めていました。河川では水難事故の危険があるからと、消防庁も協力してくれるので、イベントの時には、消防庁や警察に協力をお願いします。

◆今後の展開

行政との連携では、ＮＰＯと区の協働事務局が非常に効果的なんです。例えば、水防について、国の河川で何かやろうっていうと国の人に来てもらう、都の時は都の人に、区の時は区の人に…、３回やらないと一つの話が地域としてまとまらない。ＮＰＯが主催して、三者を同時に呼べば１回で済みますね。それでＮＰＯが頼みに行ったら、「他のＮＰＯへも出なくちゃならなくなるから駄目」というわけですよ。それで、区を協働者に入れて、「区の仕事としてやるから職員を派遣して」と頼むと、「それは職務だから行きます」と言って来てくれるわけですよ。

今年３月のシンポジウムは「大規模水害に備えて街を、暮らしを、みんなでどう守るか」がテーマでした。東北の被災者を呼んで、地域の人と交流するシンポジウムをやると言ったら、ＮＨＫニュース９の大越キャスターが取材に来てくれたので、コーディネーターをしてもらい、大越効果でお客さんが沢山集まりました。

最後に、この地域も東海地震が30年で88％の確率ですから、自分の命を守っていただく参考になればと思って私達の活動を紹介したわけです。「東海地震を自助・共助で乗り切ろう」というのは、阪神大震災時の救助で、自助（自力で・家族に）が66.8％、共助（隣人・友人に助けられた）という人が28.1％、公助（救助隊が助けてくれた）が1.7％なんです。だから、皆さん方も地元で自分の命を守るために新しい公共みたいな形でボランティア活動をして頂きたい。石川にできるなら俺はもっとうまくできるよと、こういうふうに思って頂ければ一番いいですね。

皆さん方は競争に明け暮れた「泥沼」で働いていますが、そういう泥沼に生活していても蓮の花のように最後は美しく、香しい自分の花を咲かせようじゃないですか。美しい一輪の花を咲かせていただくことをお願いして、私のお話を終わりに致します。どうもご清聴ありがとうございました。

石川金治氏の略歴

1958年　名古屋工業大学土木工学科卒業
1958年　東京都庁入庁（河川部改修課）
1992年　東京都建設局長
1993年　東京都技監（建設局長兼務）
1994年　東京都庁退職
1994年　東京都公園協会理事長
2002年　特定非営利活動法人
　　　　「ア！安全・快適街づくり」理事長